

優良認定業者の情報をどうやって入手するの？

優良認定業者の情報は、産廃情報ネットで入手できます（下記問合せ先参照）。
許可自治体、産業廃棄物種類などを条件に優良認定業者を検索することもできます。

The screenshot shows the homepage of the Sanpai Net website. A red callout box points to the '良識ナビ' (Ryoushi Navi) and 'さんばいくん' (Sanbaikun) buttons on the right side of the page. Below the buttons, there is a section titled '排出事業者向けメール/情報管理' (Information management for waste disposal operators).

また、産廃情報ネットを利用すると、処理委託先の産廃処理業者の許可内容や、
産業廃棄物処理状況などの情報を、自動メールサービスで簡単に入手できます。
さらに、求める条件に合致した産廃処理業者の情報も、
自動メールサービスで簡単に入手できます。



問合せ先

マニュアルや
優良認定業者について

産廃情報ネット(<http://www.sanpainen.or.jp/>)

★ 優良産廃処理業者認定制度
およびその審査について

熊本県環境生活部 循環社会推進課 (TEL 096-333-2278)

優良認定業者の検索および
産廃情報ネットについて

(公財)産業廃棄物処理事業振興財団 (TEL 03-3526-0155)
優良化事業推進チーム

産業廃棄物を排出する事業者の方へ

優良産廃処理業者 認定制度を活用して、 適正処理を 進めましょう



優良産廃処理業者認定制度とは？

通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、

都道府県・政令市が審査して認定する制度です。

認定された産廃処理業者は、遵法性や事業の透明性が高く、財務内容も安定しています。

優良産廃処理業者認定制度を活用して、産業廃棄物の適正処理を進めましょう。

環境省

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 編集

環境省動画チャンネル
Ministry of the Environment

インターネットで
関連動画を公開中！

優良認定業者の特長は?

都道府県・政令市から「優良認定業者」として認定された産廃処理業者は、通常の許可基準よりも厳しい以下の基準をクリアしています。

1 実績と遵法性

5年以上の産業廃棄物処理業を営んでいる実績があります。また、廃棄物処理法に違反して改善命令等の不利益処分を受けたことがなく、遵法性の高い産廃処理業者と言えます。

2 事業の透明性

会社情報、取得している許可の内容、産業廃棄物の処理状況、施設の維持管理状況など、産業廃棄物の処理に関係の深い情報をインターネットで広く公表しており、事業の透明性が確保されています。

5 財務体質の健全性

通常の産廃処理業者に比べ健全な財務体質を有し、安定的に事業を行っています。

3 環境配慮の取組

ISO14001やエコアクション21等の認証を取得しており、環境に配慮して事業を行っています。

4 電子マニフェスト

事務処理の効率化、法令遵守、透明性の確保等、メリットの多い電子マニフェストが利用できます。



※ 詳しい基準の内容は、環境省産業廃棄物課の解説を、インターネットからダウンロードしてご覧ください。

<http://www.sanpainet.or.jp>

なぜ優良認定業者へ処理委託しなければならないの?

あなたにもひょっとして・・・。

▶事業者には、自らの産業廃棄物を適正に処理する責任があり、この責任は、**産廃処理業者に処理を委託しても免じられるものではありません。**

▶したがって、処理委託後も最終処分が終了するまで、産業廃棄物の適正処理の確保のための措置を講じなければならず、**この注意義務が果たされていない場合、行政により産業廃棄物の撤去命令を受ける可能性**があります。そうなれば、**多額の撤去費用を負担すること**になったり、**社会的信用の失墜**につながりかねません。

現に、産業廃棄物の撤去を命じられ、多額の撤去費用を負担した事業者の方もいらっしゃいます。このようなことは、事業者にとって、**決して他人事では済まない**のです。

産業廃棄物の処理に関するコンプライアンスの確保

▶したがって、委託先の産廃処理業者を**処理料金の安さだけで安易に選定せず、その産廃処理業者が信頼に値するかどうかを、自身の責任で見極める必要があります。**

▶優良認定業者は、遵法性や事業の透明性が高く、**信頼できる産廃処理業者**であるといえます。

▶また、優良認定業者が本制度に基づいて公表している、産業廃棄物処理状況や施設処理能力等の情報を十分に比較・吟味した上で、委託先を選定した場合、上記の**注意義務が果たされていることを示す一つの要素**として考慮されます。

産業廃棄物の処理委託の状況をアピール

▶産業廃棄物の処理を産廃処理業者に委託する際に、積極的に優良認定業者を選択していることは、**環境に配慮した事業活動を行っていることのアピールポイント**になります。

▶平成22年の廃棄物処理法改正により、多量に産業廃棄物を排出する事業者の産業廃棄物処理計画・その実施状況報告書において、優良認定業者への処理委託量を記載することになりました。計画・報告書は公表されることから、**優良認定業者への委託を積極的に行うことで、環境に配慮した事業活動を行っていることをアピール**できます。

